

## 1 概要

一人ひとりのこどもが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるよう、社会全体で支える社会を目指し、こどもや若者に関する取り組みを進めていくための基本となる事項を定めた「こども基本法」が、令和5年4月に施行された。

本市においても、基本理念としての「こども未来条例」を制定し、市全体でこどもの成長を応援し、こどもの未来が輝くまちの実現を目指す。

※「こども基本法」では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもとは、「心身の発達の過程にある者」とされている（「こども基本法」第2条第1項）

## 2 制定時期

令和7年3月（議決日） 制定 （令和7年4月1日 施行）

## 3 制定に向けたこども・若者等への意見聴取

条例制定に当たっては、すべてのこどもについて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保、意見の尊重といった「こども基本法」に定められている基本理念を踏まえ、こども・若者等から広く意見を聴取する。また、関係団体等からも広く意見を聞くものとする。

## 4 スケジュール

月	取組等								
4月	未就学児 ・保護者	小中学生 ・高校生	若者 ・大学生 ・市職員	大人 ・保護者	児童養護 施設	特別支援学校 ・障がい児者、保護者	障がい福祉 サービス事業所	外国人	団体 ※1
5月									
6月	WS	WS	WS		アンケート	アンケート			意見 聴取
7月	アンケート						WS	WS	
8月			WS					アンケート	
9月	素案作成								
10月	専門分科会								
11月	パブリックコメント								
12月	パブリックコメント結果発表、素案修正								
1月	議案提出								
2月	議決、条例制定								
3月	※1 こども食堂など								

## 5 ワークショップ、アンケートの概要

### ■ワークショップ

「こども基本法」の理念（こどもの権利、こどもの意見聴取）、条例制定の趣旨などについて、市職員がプレゼンテーションしたのち、グループ毎にテーマを選択し、意見出し・発表



これまでに出された意見の例

「大きい声で怒らないでほしい」、「大人もルールを作って守ってほしい」、「雨でも遊べる遊び場を増やしてほしい」、「兄弟姉妹と比べないでほしい」、「若者が遊びにいけるような場所（テーマパーク、ショッピングセンターなど）がほしい」、「給食をみんなで机をくっつけて食べたい」など

### ■実施結果報告

集まった意見は、条例への反映を検討し、その結果は報告書として公開する。

## 6 条例の主な構成（案）

### ■条例の内容

基本理念やこどもの権利などを定めるもの

（他自治体においては、基本理念を定めたもののほかに、こどもの権利を軸に定めたもの、子ども支援・子育て支援を軸に定めたものなどがある）

### ■条例の構成

- ・前文
- ・目的………こどもの権利についての普及啓発、健全な育成、こどもの最善の利益の追求、すべてのこどもの幸福の実現など
- ・定義
- ・基本理念……社会の一人一人が、こどもの権利を尊重する  
すべてのこどもが夢や希望をもつことができる  
こどもに関することは、こどもの最善の利益を追求して行う  
境遇などによらず、すべてのこどもが、将来にわたって幸せに暮らせるなど
- ・こどもの権利……個性や他人との違いの尊重、自分に関することを主体的に決められること  
いじめ、虐待、体罰などから守られることなど
- ・責務、役割……自治体、家庭・保護者、地域住民・団体、学校、事業者

### ■アンケート

自由記述式により、意見を募集

こども未来アンケート  
いつもお世話になってるお友達やお隣さんなど、いつまでもおしゃべりして、おもひいつまでもおしゃべりできるの、へんづつでもいいです。  
こどもの意見をたくさん書いてくださいね。

（アンケート：3～10歳までできる簡単なんでもOKです）

\* 質問、大人の問題へ

福岡市では、児童青少年で「こどもの成長を尊重する」と「こどもの意見を尊重する」の実現をめざしています。

あなたがこれまでにこどもの意見を尊重してもらえたことがありますか？

あなたがこれまでにこどもの意見を